4　パネルの審議は、秘密のものとして取り扱う。

5　両締約国は、パネルの手続における表明、陳述、主張又は反論の場に出席する機会を与えられる。両締約国は、パネルに提出した情報又は意見書（中間報告書の説明部分に関する意見、パネルの質問に対する回答及び当該回答についての書面による意見を含む。）を相互に利用可能なものとする。

6　中間報告書及び最終報告書の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述に照らして行うものとする。仲裁人は、これらの報告書の起草について全責任を負うものとし、この責任を他の者に委任してはならない。

7　パネルは、自己の決定（最終報告書を含む。）をコンセンサス方式によって行うよう努める。パネルは、コンセンサス方式によって決定することができない場合には、過半数による議決で自己の決定（最終報告書を含む。）を行うことができる。仲裁人の反対意見は、公表してはならない。

8　パネルの決定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。両締約国は、パネルの決定を無条件に受諾する。パネルの決定は、この協定に基づく両締約国の権利及び義務に新たな権利及び義務を追加してはならず、並びにこの協定に基づく締約国の権利及び義務を減じてはならない。パネルの決定は、いかなる者についても新たな権利及び義務を生じさせるものと解してはならない。

第二十一・十六条　解釈に関する規則

パネルは、解釈に関する国際法上の慣習的規則（条約法に関するウィーン条約として法典化されているものを含む。）に従って対象規定を解釈する。また、パネルは、紛争解決機関によって採択される小委員会及び上級委員会の報告における関連する解釈を考慮に入れる。

第二十一・十七条　情報の受領

1　パネルは、締約国の要請に応じ、又は自己の発意により、自己が必要かつ適当と認める関連する情報の提供を両締約国に要請することができる。両締約国は、パネルによる情報の提供の要請に迅速かつ十分に応ずる。

2　パネルは、締約国の要請に応じ、又は自己の発意により、自己が適当と認める情報（秘密の情報を含む。）の提供をいかなる情報源にも要請することができる。また、パネルは、自己が適当と認める専門家の意見を求める権利を有する。

3　締約国の自然人又は締約国において設立された法人は、手続規則に従い、パネルに対し、利害関係を有する第三者（アミカス・キュリイ）による意見書を提出することができる。

4　パネルがこの条の規定に基づいて入手した情報については、両締約国に利用可能なものとし、両締約国は、パネルに対し、当該情報についての意見を提出することができる。

第二十一・十八条　中間報告書

1　パネルは、両締約国が中間報告書（説明部分並びにパネルの認定及び結論を示したもの）を検討することができるように、両締約国に対し、当該パネルの設置の日の後百二十日以内に、当該中間報告書を送付する。パネルがその期限を遵守することができないと認める場合には、パネルの長は、両締約国に対し、遅延の理由及びパネルが中間報告書を送付することを計画している日を明示した上で書面により通報する。遅延は、いかなる場合にも、当該期限の後三十日を超えないものとする。

2　各締約国は、パネルに対し、中間報告書が送付された日の後十五日以内に、書面による意見及び当該中間報告書の特定の部分の検討を求める書面による要請を提出することができる。パネルは、中間報告書に関する各締約国の書面による意見及び要請を検討した後、当該中間報告書を修正し、及び自己が適当と認める更なる検討を行うことができる。

3　緊急の場合には、

(a)　パネルは、その設置の日の後六十日以内に中間報告書を送付するようあらゆる努力を払うものとし、いかなる場合にも、その設置の日の後七十五日以内に中間報告書を送付する。

(b)　各締約国は、パネルに対し、中間報告書が送付された日の後七日以内に、書面による意見及び当該中間報告書の特定の部分の検討を求める書面による要請を提出することができる。

第二十一・十九条　最終報告書

1　パネルは、両締約国に対し、中間報告書を送付した日の後三十日以内に、最終報告書を送付する。パネルがその期限を遵守することができないと認める場合には、パネルの長は、両締約国に対し、遅延の理由及びパネルが最終報告書を送付することを計画している日を明示した上で書面により通報する。遅延は、いかなる場合にも、当該期限の後三十日を超えないものとする。

2　パネルは、緊急の場合には、中間報告書を送付した日の後十五日以内に最終報告書を送付するようあらゆる努力を払うものとし、いかなる場合にも、中間報告書の送付の日の後三十日以内に最終報告書を送付する。

3　最終報告書には、中間報告書に関する両締約国の書面による意見及び要請についての十分な討議を含める。パネルは、最終報告書において、当該最終報告書を実施し得る方法を示すことができる。

4　両締約国は、最終報告書の送付の日の後十日以内に当該最終報告書の全部を公に入手可能なものとする。ただし、両締約国が、秘密の情報を保護するため、最終報告書の一部のみを公表する旨又は最終報告書を公表しない旨の決定を行う場合は、この限りでない。

第二十一・二十条　最終報告書の履行

1　被申立国は、前条の規定に従って送付された最終報告書を迅速かつ誠実に履行するために必要なあらゆる措置をとる。

2　被申立国は、申立国に対し、最終報告書が送付された日の後三十日以内に、当該最終報告書を履行するための合理的な期間を通報するものとし、両締約国は、履行のために必要とされる合理的な期間について合意するよう努める。申立国は、合理的な期間に関して両締約国間に意見の相違がある場合には、この2の規定に基づく被申立国の通報を受領した日の後二十日以内に、合理的な期間を決定するよう書面により当初のパネルに要請することができる。その要請は、被申立国に対して同時に通報されるものとする。当初のパネルは、両締約国に対し、当該要請が提出された日の後三十日以内に、自己の決定を通告する。

3　両締約国は、最終報告書を履行するための合理的な期間を相互の合意により延長することができる。

4　被申立国は、申立国に対し、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、最終報告書を履行するための合理的な期間が満了する少なくとも一箇月前に、最終報告書の履行の進捗状況を書面により通報する。

第二十一・二十一条　履行状況の審査

1　被申立国は、申立国に対し、最終報告書を履行するための合理的な期間が満了する日までに、当該最終報告書を履行するためにとった措置を通報する。

2　申立国は、最終報告書を履行するためにとった措置の存在又は当該措置の対象規定との適合性に関して意見の相違がある場合には、当初のパネルに対し、事案の検討を書面により要請することができる。その要請は、被申立国に対して同時に通報されるものとする。

3　2に規定する要請においては、問題となっている特定の措置が関連する対象規定にどのように抵触するかを明確に提示するような方法で申立ての事実に係る根拠及び法的根拠（当該措置を含む。）を示す。

4　パネルは、両締約国に対し、事案が付託された日の後九十日以内に、自己の決定を通告する。